

滿洲帝國政府

- 三、政府ハ保險料率及代理店業務ニ對シ左ノ如キ取締ヲ行フモノトス
- (イ) 保險會社ヲシテ保險協會ヲ設立セシメ保險料率ヲ協定シテ之ヲ勵行セシムルコトトシ政府ハ標準保險料率ノ認可ヲ行ヒ之ヲ監督ス
- (ロ) 代理店ノ保險會社引受數ヲ限定シ且保險契約ノ分配、保險料割引等ノ監督ヲ行フ
- 四、關東州ニ於テモ滿洲國ト聯絡シ保險事業ノ監督ヲ行フト共ニ無許可事業ニ對シテハ日滿兩國政府ニ於テ協力シテ必要ナル取締ヲ實施スル様取計ヲフモノトス